

企業・団体向け保険商品・サービスの拡充

～認知症 TESTER(テスター)・親介護一時金補償特約提供開始～

2014年9月30日

MS & ADインシュアランス グループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(社長：鈴木 久仁、本社：東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号)は、2014年10月より、企業・団体向け商品である団体総合生活補償保険に、新サービス「認知症 TESTER(テスター)」の提供を開始するとともに、「親介護一時金補償特約」を新設します。

1. 新サービス提供と特約新設の背景とねらい

要介護(要支援)認定者数の増加とともに、「親の介護に対する社会的関心」が高まっており、また、企業においても親の介護等を理由とした従業員の「仕事と介護の両立」が課題となっています。

とくに、介護の中でも負担の大きい認知症を発症する高齢者の増加も問題となっています。このような状況を踏まえ、当社では認知症にフォーカスしたサービスを新たに提供することとし、従業員の介護負担軽減のためのサポートを行います。

また、「仕事と介護の両立」を行うには公的介護保険ではカバーできない自己負担が必要なケースがあります。たとえば全額自己負担となる公的介護保険対象外のサービス利用、施設によっては入所一時金が数十万円から数百万円になる場合等、まとまった費用が必要なケースもあることから、経済的負担が軽減される介護補償の強化を図り「仕事と介護の両立」を支援することとしました。

2. 「認知症 TESTER(テスター)」*の概要

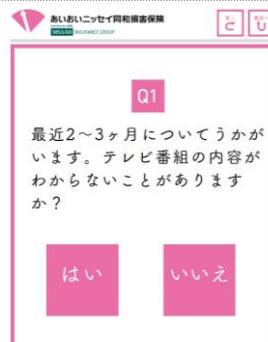
- ・電話(自動音声応答方式)・Webで約20問の質問に答えることで認知機能障害の疑いの有無を簡便に確認できます。
※認知症は、早期発見により治療が可能なものや投薬で進行を遅らせることができる場合があります。また、早期に診断することによりその後の生活環境体制を整えることが可能となります。
- ・本人だけでなく、家族が親の状態を答えることで判定が可能のため、転勤等でご両親と離れている方も利用できます。

※「認知症 TESTER(テスター)」は、ダイヤル・サービス(株)が、近藤智善医師の監修のもと、和歌山県立大学医科大学付属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

認知症 TESTER(テスター) トップ画面



認知症 TESTER(テスター) 質問例



3. 「親介護一時金補償特約」の概要

- ・親が90日を超えて要介護状態※となった場合に一時金をお支払いします。
- ・生活スタイルや状況によって異なる必要な初期費用ニーズに応じ、最大500万円まで設定することを可能としました。
- ・軽度の介護でも初期対応が大切なことから、保険金を支払う要介護状態を「要介護3以上」から「要介護2以上」に拡大できる特約を用意しました。
- ・親の健康状態を加入者本人が代理で告知できるため、遠隔地に住む親もスムーズに加入できます。

※「要介護状態」とは公的介護保険制度の「要介護3」以上の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外の場合は特約に定める基準による状態）をいいます。

4. 当社の商品・サービスに関する取組み

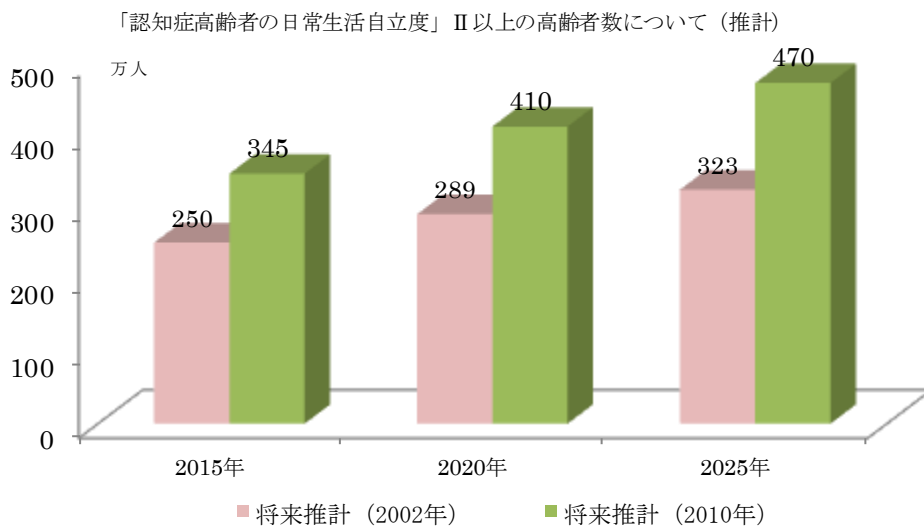
当社では、企業における「従業員の仕事と介護の両立」に着目し、商品・サービスを拡充してきました。

2013年10月には、高齢者の服薬に関するトラブルや不安解消のため、EPファーマライン(株)と連携した専門薬剤師による“薬の相談”を「健康・医療のご相談」に導入しました。また、「介護安心相談」には、家族介護で悩みを抱える人が多いことに着目し、社会福祉法人浴風会の介護支え合い電話相談と連携した“介護の悩み相談”を導入するとともに、介護に直面した際に適切な地元情報の収集ができるよう、「地域の社会福祉士等との対面相談」を開発してきました。今後も、高齢社会における様々なリスクから企業を支援する商品・サービスの拡充に努めていきます。

以上

<参考>

厚生労働省の2010年認知症高齢者数推計（除要介護認定未申請者）は2002年推計との比較で大幅に拡大しています。



出典 厚生労働省資料 「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について